

2013年6月5日

九州電力株式会社社長 瓜生 道明 殿

原発なくそう！九州玄海訴訟 風船プロジェクト実行委員会

要請書



本年2月に貴社に対し「要請文」を提出した際、「貴社の見解を3月31日までに回答」を求めておりました。しかし期限までの回答はなく、その約2ヶ月後に「回答する」との申し出がありました。5月21日に臨んだところ、文書で回答することを拒否し、しかも口頭で行われた回答は、私達の要請について真摯に検討したものとは思えない内容で、市民の不安感などは一切無視して原発を推進するという貴社の姿勢を一方的に押し付けるものであり、到底納得がいくものではありません。そこで私達は、貴社に対して、再度下記事項を要請するものです。

福島第一原発事故は、立地自治体のみならず日本中を、世界中を放射能汚染の恐怖にさらすこととなりました。そして、放射能汚染とその濃度は風向きと地形が重要な要素であることも学びました。

原子力規制委員会の放射性物質拡散予測データを作る際、貴社が誤ったデータを提供し再三に渡る訂正を繰り返すなど信用性がまったくないという現状に鑑みて、玄海原発で万が一事故があった際の放射性物質がどのように拡散するかを、私たち市民自らで調査しました。そして、2012年12月8日午後2時に第1回目を、2013年4月14日に第2回目を開催しました。貴社の玄海原発から約1kmの距離にある外津（ほかわづ）橋近くの広場から1,000個の風船を飛ばしました。

この調査結果によると、第1回目は福岡市内や佐賀市、別府市のほか、四国地方を中心に、遠くは奈良県で発見、第2回目は中国地方を中心に、遠くは徳島県で発見されました（別紙参照）。調査結果で分かったとおり、風船の多くは海を超えて東に向かって一直線に飛んでいます。また、福岡市内（西区）で発見された風船は、飛ばされてからわずか2時間あまり後の午後4時20分ころに確認されています。さらに、徳島県でもわずか7時間後に確認されています。

もちろん、このような風船の飛行経路が、放射性物質の拡散経路と全く同一でないことは分かっていますが、この結果を見る限り、もし同一の気象条件下で玄海原発の事故が起これば、数時間以内に北部九州の各地が放射能に汚染され、そこにいるすべての市民が甚大な被害を受ける可能性のあることが明らかになりました。北部九州のみならず、中国地方・四国地方を含む西日本一帯の人口密集地に放射性物質が大量に降下すれば、人や物の移動にともなって汚染はさらに広範囲に拡散し、長期にわたって市民の生命と生活を根底から脅かすものとなります。

5月30日の貴社の記者会見にて瓜生社長は、玄海・川内両原発について「（新規制基準を）満たせる自信がある」と述べた上で、川内原発1・2号機の再稼働申請とともに、玄海原発3・4号機も「工事完了前でも申請できる。6月末までに書類を準備する」と早期申請を目指す考えを改めて示しました。事実上の「玄海原発再稼働」表明であります。玄海原発の風下にある北部九州の市民は、玄海原発が再稼働すれば、一年中危険に怯えて暮らすことになります。そういう意味で、北部九州を含む西日本のすべての市民は玄海原発と利害関係を有する「地元住民」であることは明らかです。

そこで私たちは「地元住民」として、以下のことを強く要望します。あわせてわたしたちが貴社の見解を正確に理解するために2013年6月30日まで文書にて回答することを強く要請するものです。

要請事項

- 1、市民の生命と生活を脅かす玄海原発の再稼働をやめ、ただちに廃炉にして下さい。
- 2、玄海原発の廃炉作業が完了して安心できるようになるまで安全管理を徹底し、一人の被害者も出さない完全な原子力事故防災体制を構築して下さい。
- 3、廃炉までの間に玄海原発で事故が発生した際は、どんな些細な事故でも隠さずに、すべて市民に公表して下さい。

この申し入れに関する問合せ・回答先

原発なくそう！九州玄海訴訟 原告団長 長谷川 照

同 風船プロジェクト実行委員会 代表 柳原 憲文（担当：田中美由紀）

〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階（佐賀中央法律事務所）

TEL 0952-25-3121・FAX : 0952-25-3123 E-mail : balloonpro2012@gmail.com